

となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 条例第97条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

## 第8章 機能訓練

### 第1節 機能訓練

(従業者の員数)

第34条 条例第98条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 看護職員(条例第98条第1項第1号に規定する看護職員をいう。以下この項において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定機能訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定機能訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定機能訓練事業者(条例第98条第1項に規定する指定機能訓練事業者をいう。第36条において同じ。)が指定機能訓練事業所における指定機能訓練に併せて利用者の居宅を訪問することにより指定機能訓練(以下この項において「訪問による指定機能訓練」という。)を提供する場合における前項の基準は、同項に定める員数の従業者に加えて、訪問による指定機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこととする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。

4 指定機能訓練事業所には、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(条例第99条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第35条 条例第99条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第3項までに規定する支払とする。

(支払の受領等)

第36条 指定機能訓練事業者は、指定機能訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定機能訓練に係る利用者負担額の支払を

受けるものとする。

2 指定機能訓練事業者は、法定代理受領を行わない指定機能訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定機能訓練に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定機能訓練事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定機能訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定機能訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号に掲げる費用の取扱い等については、省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定機能訓練事業者は、第1項から第3項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 条例第99条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号に掲げる費用とする。

(準用)

第37条 障害福祉サービス基準条例施行規則第4条の規定は、指定機能訓練の事業について準用する。

### 第2節 基準該当機能訓練

(基準該当機能訓練の基準)

第38条 条例第101条第1項第1号の規則で定める指定通所介護事業者は、次に掲げる基準を満たす指定通所介護事業者とする。

(1) 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者の数と基準該当機能訓練を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当機能訓練を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

(準用)

第39条 第36条第2項から第6項までの規定は、基準該当機能訓練事業者について準用する。この場合において、第36条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

## 第9章 生活訓練

### 第1節 生活訓練

(従業者の員数)

第40条 条例第103条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活支援員 指定生活訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練(指定生活訓練のうち宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う指定生活訓練事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定生活訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員(条例第103条第1項第2号に規定する看護職員をいう。以下この項において同じ。)を置く指定生活訓練事業所に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び次項に規定する看護職員」と、「指定生活訓練事業所」とあるのは「生活支援員及び当該看護職員の総数は、指定生活訓練事業所」とし、当該指定生活訓練事業所における生活支援員及び看護職員の数、当該指定生活訓練事業所ごとに、それぞれ1以上とする。ただし、他に健康上の管理等を行うことができる職員がいる場合は、看護職員を置かないことができる。

3 指定生活訓練事業者が指定生活訓練事業所における指定生活訓練に併せて利用者の居宅を訪問することにより指定生活訓練(以下この項において「訪問による指定生活訓練」という。)を提供する場合における前2項の基準は、前2項に定める員数の従業者に加えて、訪問による指定自生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くこととする。

4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。  
(条例第105条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払)

第41条 条例第105条第1項において準用する条例第19条第2項ただし書の規則で定める支払は、次条第1項から第4項までに規定する支払とする。  
(支払の受領等)

第42条 指定生活訓練事業者は、指定生活訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活訓練に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活訓練事業者は、法定代理受領を行わない指定生活訓練を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活訓練に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活訓練事業者は、前2項の規定により受ける支払のほか、指定生活訓練(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定生活訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定生活訓練事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の規定により受ける支払のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げるものの額の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用の取扱い等については、省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定生活訓練事業者は、第1項から第4項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払をした支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 条例第105条第1項において準用する条例第20条第2項の規則で定める費用は、第3項各号及び第4項各号に掲げる費用とする。  
(条例第105条第1項において準用する条例第21条の規則で定める者等)

第43条 条例第105条第1項において準用する条例第21条の規則で定める者は、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第171条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第105条第1項において準用する条例第87条の規則で定める者は、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第177条において読み替えて準用する省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者とする。  
(準用)

第44条 障害福祉サービス基準条例施行規則第9条第1項の規定は、指定生活訓練の事業について準用する。  
第2節 基準該当生活訓練  
(基準該当生活訓練の事業)

第45条 第36条第2項から第6項まで及び第38条の規定は、基準該当生活訓練事業者について準用する。この場合において、第36条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。  
第10章 就労移行支援  
(従業者の員数)

第46条 条例第109条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6(条例第109条第1項に規定する認定就労移行支援事業所あっては、10)で除した数以上とすること。

イ 職業指導員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。  
(条例第110条第1項において準用する条例第21条の規則で定める者等)

第47条 条例第110条第1項において準用する条例第21条の規則で定める者は、省令第184条において読み替えて準用する省令第22条に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第110条第1項において準用する条例第87条の規則で定める者は、省令第184条において読み替えて準用する省令第144条に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

(準用)

第48条 第35条及び第36条の規定は、条例第109条第1項に規定する指定就労移行支援事業者について準用する。

2 障害福祉サービス基準条例施行規則第4条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

#### 第11章 就労継続支援A型

(従業者の員数)

第49条 条例第111条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。  
(準用)

第50条 第35条及び第36条の規定は、条例第111条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業者について準用する。

2 障害福祉サービス基準条例施行規則第14条、第16条及び第17条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

#### 第12章 就労継続支援B型

##### 第1節 就労継続支援B型

(就労継続支援B型の基準)

第51条 第35条、第36条及び第49条の規定は、条例第114条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者について準用する。

2 障害福祉サービス基準条例施行規則第14条及び第18条の規定は、

指定就労継続支援B型の事業について準用する。

#### 第2節 基準該当就労継続支援B型

(基準該当就労継続支援B型の基準)

第52条 第36条第2項から第6項までの規定は、基準該当就労継続支援B型事業者について準用する。この場合において、同条第5項中「第1項から」とあるのは、「第2項及び」と読み替えるものとする。

#### 第13章 共同生活援助

(従業者の員数)

第53条 条例第120条第2項の規定により定める従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

(2) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に法第29条第1項の規定による指定を受ける場合は、推定数による。  
(準用)

第54条 第31条から第33条までの規定は、指定共同生活援助事業者及び指定共同生活援助事業所について準用する。

#### 第14章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等)

第55条 一体的に事業を行う多機能型事業所(条例第122条第1項第1号に規定する多機能型事業所をいう。以下この章において同じ。)の利用定員数の合計が20人未満である場合は、条例第53条第4項、第98条第4項及び第5項、第103条第4項、第109条第4項及び第5項並びに第111条第4項(第114条第1項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上の者は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所、同条例第55条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所及び同条例第59条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)におけるサービス管理責任者の数は、第13条第1項第3号、第34条第1項第2号、第40条第1項第3号、第46条第1項第3号及び第49条第1項第2号(第51条第1項において準用する場合を含む。)並びに条例第53条第5項、第98条第6項、第103条第5項、第109条第6項及び第111条第5項(条例第114条第1項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の合計数の区分に応じ、当該各号に定める数とし、サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  
(設備)

第56条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さない場合には、当該多機能型事業所において一体的に行う事業のうち一のものに係る設備を当該事業のうち他のものの設備と兼用することができる。

第15章 指定共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う事業所に関する特例

(従業者の員数)

第57条 指定共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う事業所に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数の基準は、第30条第1項第1号及び第3号並びに第53条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 世話人 当該事業所ごとに、常勤換算方法で、指定共同生活介護及び指定共同生活援助の利用者の数の合計数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 当該事業所ごとに、次のア又はイに掲げる指定共同生活介護及び指定共同生活援助の利用者の合計数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
  - ア 利用者の数の合計が30以下 1以上
  - イ 利用者の数の合計が31以上 1に、利用者の数の合計が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上(設備及び定員の遵守)

第58条 指定共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を一体的に行う事業所に対する条例第84条及び第95条(これらの規定を条例第121条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの事業の全ての利用者の合計数及びその入居定員の合計数をこれらの事業のうちそれぞれ一のものの利用者の数及び入居定員とみなす。

第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(条例第122条第3号の規則で定める地域)

第59条 条例第122条第3号の規則で定める地域は、省令第219条に規定する厚生労働大臣が定める離島その他の地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないことなどによりその利用が困難なものとする。

(従業者)

第60条 特定基準該当障害福祉サービス事業者(条例第122条第3号に規定する事業者をいう。以下この章において同じ。)が同号に規定する事業を行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置かなければならない従業者は、次の各号に掲げる従業者とし、その員数の基準は、当該各号に掲げる従業者の区分に応じ当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師(特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業者である場合に限り。) 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいい、特定基準該当生活介護又は特定基準該当機能訓練(条例第122条第3号に規定する特定基準該当機能訓練をいう。以下この条において同じ。)を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業者である場合に限り。) 1以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士(特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業者(利用者に対して日常

生活を営むのに必要な機能の減退を防止するためのものに限る。)又は特定基準該当機能訓練を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業者である場合に限り。) 1以上

- (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当機能訓練又は特定基準該当生活訓練(条例第122条第3号に規定する特定基準該当生活訓練をいう。)の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型(条例第122条第3号に規定する特定基準該当就労継続支援B型をいう。以下この条において同じ。)の利用者

- (5) 職業指導員(特定基準該当就労継続支援B型を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業者である場合に限り。) 1以上
- (6) サービス管理責任者 1以上

2 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当生活介護を提供する特定基準該当障害福祉サービス事業所は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第61条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができる。

(利用定員)

第62条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上としなければならない。

(その他の基準)

第63条 第59条から前条までに定めるもののほか、特定基準該当障害福祉サービス(特定基準該当障害福祉サービス事業者に係る基準該当障害福祉サービスをいう。)の事業の従業者、設備及び運営の基準は、省令第223条に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規則で定める施設は、次に定める施設とする。
  - (1) 利用者を入所させて日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設
  - (2) 利用者を通所させて日中サービスを提供する施設
- 3 平成18年10月1日前から引き続き存する指定共同生活援助事業所において指定 共同生活介護及び指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築、改築等によりその構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、条例第84条第7項(条例第121条第1項において準用する場合を含む。)及びこの規則第31条第2項(第54

条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、旧障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第58号)第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。

4 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成27年3月31日までの間、条例第90条第3項の規定は、当該利用者については適用しない。

5 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第2条第4号に規定する区分4、同条第5号に規定する区分5又は同条第6号に規定する区分6に該当するもの(前項に規定する利用者を除く。)が共同生活住居内において当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、条例第90条第3項の規定は、当該利用者については適用しない。

- (1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- (2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて市町村が必要と認めること。

6 前2項の場合における第30条第1項第2号の規定の適用については、同号のイからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第4項又は第5項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」とする。

7 障害福祉サービス基準条例施行規則附則第2項の規定は、省令附則第7条第1項第2号に規定する精神障害者生活訓練施設について準用する。

8 第34条第1項第1号に規定する看護職員は、当分の間、保健師又は看護師若しくは准看護師とする。

障害者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

平成25年3月28日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 療養介護(第2条)
- 第3章 生活介護(第3条-第5条)
- 第4章 機能訓練(第6条・第7条)

第5章 生活訓練(第8条-第10条)

第6章 就労移行支援(第11条・第12条)

第7章 就労継続支援A型(第13条-第17条)

第8章 就労継続支援B型(第18条・第19条)

第9章 多機能型の事業に関する特例(第20条-第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第61号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 療養介護

(職員の員数等)

第2条 条例第12条第1項第5号の障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下「省令」という。)第12条第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第12条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 健康保険法(大正11年法律第70号)第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- (3) 看護職員(条例第12条第1項第3号の看護職員をいう。次号において同じ。) 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法(事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を2で除した数以上
- (4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上の数の看護職員を置いている療養介護の単位については、当該看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。
- (5) サービス管理責任者 療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
  - ア 利用者の数が60以下 1以上
  - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第2項の療養介護の単位は、療養介護であつてその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

5 条例第12条第3項の規則で定める場合は、複数の療養介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、単位ごとの当該療養介護の提供とする。

第3章 生活介護

(条例第36条の規則で定める生活介護事業所)

第3条 条例第36条の規則で定める生活介護事業所は、省令第37条に規定する厚生労働大臣が定める地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所とする。

(設備)

第4条 条例第37条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練・作業室 次に定める基準

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の員数)

第5条 条例第38条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員(条例第38条第1項第3号の看護職員をいう。以下この号において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害程度区分(省令第39条第1項第3号の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める数以上とすること。

(7) 平均障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数

(8) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

(9) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を提供するために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所(条例第34条に規定する生活介護事業所をいう。以下同じ。)ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であってその提供が同時に1又は2以上の利用者に対して一体的に行われるものをいい、

複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

4 条例第38条第3項の規則で定める場合は、複数の生活介護の単位を置く場合とし、同項の規則で定める職務は、単位ごとの当該生活介護の提供とする。

#### 第4章 機能訓練

(職員の員数)

第6条 条例第51条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員(条例第51条第1項第2号の看護職員をいう。以下この号において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、機能訓練事業所(条例第51条第1項に規定する機能訓練事業所をいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 看護職員の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 機能訓練事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 機能訓練事業者が、機能訓練事業所における機能訓練(条例第50条に規定する機能訓練をいう。以下この項において同じ。)に併せて、利用者の居宅を訪問することによる機能訓練(以下この項において「訪問による機能訓練」という。)を提供する場合は、機能訓練事業所ごとに、前項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を提供する能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

(準用)

第7条 第4条の規定は、機能訓練事業所の設備について準用する。この場合において、同条中「条例第37条第2項」とあるのは、「条例第54条において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

#### 第5章 生活訓練

(条例第56条の規則で定める生活訓練事業所)

第8条 条例第56条第1項の規則で定める生活訓練事業所は、次項に定める生活訓練事業所(宿泊型自立訓練(条例第56条第2項に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))のみを提供するものを除く。)とする。

2 条例第56条第2項の規則で定める生活訓練事業所は、省令第57条第1項に規定する厚生労働大臣が定める地域であって将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活訓練事業所とする。

(設備)

第9条 条例第57条第3項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練・作業室 次に定める基準

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 居室 次に定める基準

ア 一の居室の定員は、1人とすること。

イ 一の居室の面積は、収納設備等に係る部分の面積を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(6) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第57条第7項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員することなどにより火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員の員数)

第10条 条例第58条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 生活支援員 生活訓練事業所(条例第56条第1項に規定する生活訓練事業所をいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(3) 地域移行支援員 生活訓練事業所ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 生活訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置く生活訓練事業所に対する生活支援員及び看護職員の員数の基準は、前項第2号の規定にかかわらず、次に定める基準とする。

(1) 生活支援員及び看護職員の総数は、生活訓練事業所ごとに、

常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすること。

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 宿泊型自立訓練の利用者

(2) 生活支援員及び看護職員の数は、生活訓練事業所ごとに、それぞれ1以上とすること。ただし、他に健康上の管理等を行うことができる職員がいる場合には、看護職員を置かないことができる。

3 生活訓練事業者が、生活訓練事業所における生活訓練(条例第55条に規定する生活訓練をいう。以下この項において同じ。)に併せて、利用者の居宅を訪問することによる生活訓練(以下この項において「訪問による生活訓練」という。)を提供する場合は、前2項に定める員数の職員に加えて、当該訪問による生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 第1項及び第2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

## 第6章 就労移行支援

(職員の員数)

第11条 条例第61条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労移行支援事業所(条例第61条第1項に規定する就労移行支援事業所をいう。以下同じ。)ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 第61条第1項に規定する認定就労移行支援事業所(第20条第1項第1号において「認定就労移行支援事業所」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第3号を除く。)」と、同項第2号のア中「6」とあるのは「10」とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(準用)

第12条 第4条の規定は、就労移行支援事業所の設備について準用する。この場合において、同条中「条例第37条第2項」とあるのは、「条例第66条第1項において準用する条例第37条第2項」と読み替えるものとする。

## 第7章 就労継続支援A型

(雇用契約を締結していない利用者がある就労継続支援A型事業

所における利用定員)

第13条 条例第69条後段の規定により定める利用定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならないこと。

(2) 就労継続支援A型事業所(条例第68条に規定する就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。)における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならないこと。

(設備)

第14条 条例第70条第2項の規定により定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 訓練・作業室 次に定める基準

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の員数)

第15条 条例第71条第2項の規定により定める職員の員数の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

(工賃)

第16条 条例第74条ただし書の規定により雇用契約を締結していないそれぞれの利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第17条 条例第79条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

## 第8章 就労継続支援B型

(工賃)

第18条 条例第82条第1項の規定によりそれぞれの利用者に対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(準用)

第19条 第3条、第14条及び第15条の規定は、就労継続支援B型事業所(条例第82条第1項に規定する就労継続支援B型事業者が就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第3条中「条例第36条」とあるのは「条例第83条において準用する条例第36条」と、第14条中「条例第70条第2項」とあるのは「条例第83条において準用する条例第70条第2項」と、第15条第1項中「条例第71条第2項」とあるのは「条例第83条において準用する条例第71条第2項」と読み替えるものとする。

## 第9章 多機能型の事業に関する特例

(規模)

第20条 次の各号に掲げる多機能型事業所(多機能型(条例第84条第2項に規定する多機能型をいう。以下この章において同じ。))

による生活介護事業所(以下この条において「多機能型生活介護事業所」という。)、多機能型による機能訓練事業所(以下この条において「多機能型機能訓練事業所」という。)、多機能型による生活訓練事業所(以下この条において「多機能型生活訓練事業所」という。)、多機能型による就労移行支援事業所(以下この項において「多機能型就労移行支援事業所」という。)、多機能型による就労継続支援A型事業所(以下この項において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)、及び多機能型による就労継続支援B型事業所(以下この条において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。))をいう。以下この章において同じ。)の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号。以下この項及び次条第1項において「指定通所支援基準条例」という。))第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第54条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第58条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下この条及び次条第1項において「多機能型児童発達支援事業等」という。))を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)は、その合計が20人以上である場合は、当該各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型機能訓練事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。) 6人以上

(2) 多機能型生活訓練事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の生活訓練(条例第55条に規定する生活訓練をいう。)を併せて提供する場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の生活訓練の利用定員が6人以上とする。